

京都大學經濟學會

經濟論叢

第六十五卷 第二・三號

協同組合の本質……………山崎武雄

社會政策論争史の一齣(二完)……………岸本英太郎

消費者の貨幣需要……………伊藤史郎

宇治茶業農村の生態……………山岡亮一

京大經濟學部創立三十周年記念會記事

昭和二十五年三月

宇治茶業農村の生態

—京都府東宇治町木幡の實態調査より—

山岡亮

本稿はわたくしが昨年九月月初旬に京都府宇治郡東宇治町木幡において行つた實態調査の中開報告の一部である。茶業地帯の實態調査は静岡縣については昭和二十四年三月十日に農林省農業綜合研究所の内山政昭、石黒重明の兩氏によつて、榛原郡村野對象としてなされ、昭和二十三年八月には關東學生社會科學研究會連合會によつて同じく榛原郡金谷町が對象とされそれぞれ報告が最近發表されている。

静岡縣の茶業の日本茶業にしめる地位の重要性はこゝにとくまでもない、しかもそこでは典型的に商業的農業の發展が行われ、經營の擴大と、集約化の二重の過程が同時に進行し、これに應じて農民層の分解が招來される、即ち一方の極に富農民的企業的經營の成長、他の極に於ける貧農の發生が見られる。茶業における專業的經營の出現と同時に、製茶と生葉賣への分化が行われ、さらに機械使用の増大につれて、一方では大規模な機械體系と雇傭労働とを持つ資本家的買茶製造と、他方では三反足らずの小貧農的「生葉賣」を生じた。これら貧農層は自らの労働力を近隣の富農的企業的經營に賣つてさへいる。こゝに階級分化が、大經營による小經營の驅逐が、小農の收奪の過程が進んでいると推論されて來たのである。農業と農産物の技術的加工との結合が農業における特殊の資本家的發展の最も顯

著なる徴標として静岡縣茶業に典型的に見出される。所以である。ところでいうまでもなく、商業的農業の分析に際しては、全國的平均數で甘んじていてはならぬと共に、各種の型的地方的分析が是非とも必要であつて、われわれがわが國商業的農業の正規の發展をとげたと稱せられてゐる静岡縣茶業の分析だけで満足してはならぬことも明かである。主として散在的茶園により兼業的に栽培されている鹿兒島縣や、今尙手揉製茶場が壓制的に多數をしめる茨城縣の茶業の實態を解明することも必要であると同時に、京都の歴史的、社會的並に自然的諸條件によつて正規の發展に對しある種の變容を受けた商業的農業の發展の具體的様相の究明も、わが國農業の發展を十全の姿において把握するためには重要な課題といわねばならない。われわれがわが國茶業地帯中最古の歴史を有する東宇治町の中心的茶業地である木幡部落を實態調査の對象として取り上げた有力なる理由も上述せるところにあつた。現在所謂宇治茶業の中心地はいわばかつての中心地宇治郡東宇治町並に久世郡宇治町から漸次、覆下園については綴喜郡宇治田原村を中心とする地帯へ、煎茶園については相樂縣の中、東、西の三和東村を中心とする茶業地帯へ移行せんとする傾向がうかがわれるのであるが、古き歴史を有する東宇治町の茶業地帯が大なる茶商資本の壓力の下に、遠くは静岡縣の茶業により、近くは三重、奈良兩縣更に京都府の新興茶業地に壓せられつゝ、時代に順應し、漸進的に發展せんとこゝろをみている事實に、西陣の織業、或は清水佛の中小陶器業に對すると同様の學的關心が持たれるのである。

東宇治町の茶業の歴史はわが國製茶の發祥にはじまる。東宇

治町はいわば製茶の發祥の地である。徳川時代には幕府によつて手厚い保護を受け、製造家には相應の祿を給して獎勵せられ御茶壺進獻の行列なる儀式まで現出した程の全盛を謳われた宇治の茶も、明治時代に入ると共に新興静岡茶の大衆性に壓倒された。併しながら最近に至つても尙内地向高級茶たる玉露、碾茶については静岡縣にゆずるが、他の諸縣を引きはなして第二位を保ち、碾茶については静岡縣をしのいで依然第一位を占めてゐる。(表一参照)茶樹栽培面積から見れば、東宇治町の茶葉の最盛期は、茶園面積百四十町歩に上つたと稱せられていたが現在には戦時中の主食重點主義政策にむざむざいされて最盛期の半分にたりぬ六十町歩に激減してゐる。府は戦後茶の獎勵に乗り出し昭和二十三年度開墾地の新植を主とし、荒廢茶園の恢復をも實施して、六町五反歩に新植した。二十四年度の新植豫定は五町である。(註)現在六十町歩の中覆下園は四十町、煎茶園は二十町の割合であり、東宇治町茶園の三分の二は玉露、碾茶の高級茶に向けられてゐる。

(註)獎勵金は反五百圓であり、茶實代一升五十圓、区三年は必要、純つて反千五百圓を要する。—の三分の一にすぎない。

昭和二十三年度における東宇治町の茶園面積、嚴密には六十町九反五畝十歩の中われわれの調査對象部落たる木幡のしめる割合は二八・四％であり、十七町九畝十一歩となつてゐる。他の主要なる茶生産部落としては菟道、八町四反七畝十三歩、六地蔵、五町一反八畝、志津川、四町四反七畝二十八歩、上村、三町六反四畝十九歩が主要なるものであり、この中最大の面積をもつ菟道でさえ、木幡の半分に及ばない。木幡を含む主なる六部落の茶園經營規模を木幡のそれと對比して示せば(昭和二十

宇治茶葉農村の生態

表 I 主要府縣種類別荒茶生産數量 (單位貫)

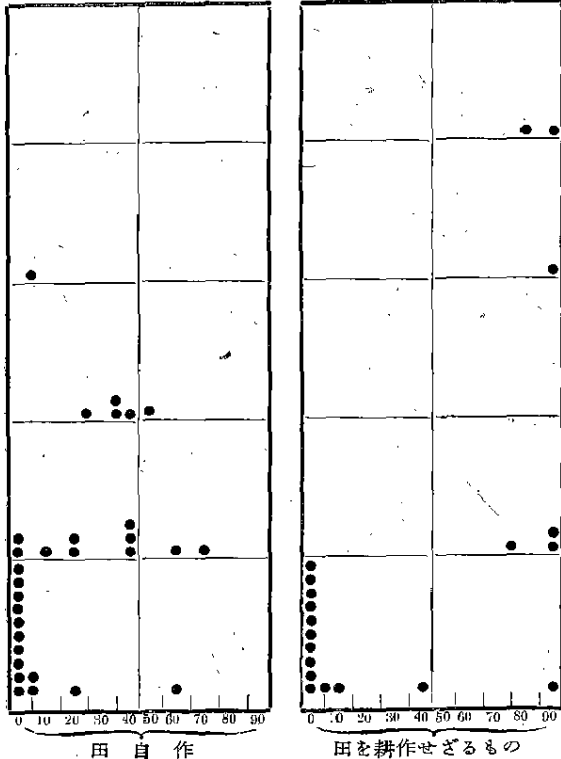
	玉露	碾茶	煎茶	番茶	其の他	紅茶	計
全 國	348,172	40,578	3,501,873	1,033,133	238,466	13,332	5,170,554
静岡縣	173,542	9,819	2,320,861	227,532	34,784	13,247	2,779,785
鹿兒島縣	1,200	30	235,640	66,430	9,150	50	312,500
三重縣	42,748	2,737	135,957	203,832	16,942	29	402,245
京都府	47,534	11,612	62,138	56,447	59,961	0	247,442
茨城縣	39,919	4,616	82,763	23,532	4,732	0	155,563
奈良縣	4,230	0	105,984	35,860	1,813	0	147,896
埼玉縣	15,691	0	102,246	20,736	8,862	0	147,535
滋賀縣	—	—	—	—	—	—	133,303
福岡縣	5,306	70	72,204	11,927	17,908	0	107,415
福井縣	103	—	26,226	57,285	16,045	0	99,659

昭和22年度、茶葉統計、(全國農業會)

縣の煎茶生葉價格の四倍、五倍或はそれ以上に及ぶのが通例であり生葉反收は靜岡縣の平均の三分の一として、反賞四十圓の小作料であつても決して高率とは稱し得ぬであらう。昭和十四年度に於ける京都府茶業聯合會議所の收支調査の例によれば、久世郡宇治町の玉露園に於ける小作料は六反歩に對し六十圓四十七錢となつて居る。上述の七十圓、八十圓はむしろ特別の場合でないかと考えられる。現在の小作料について見れば、低い

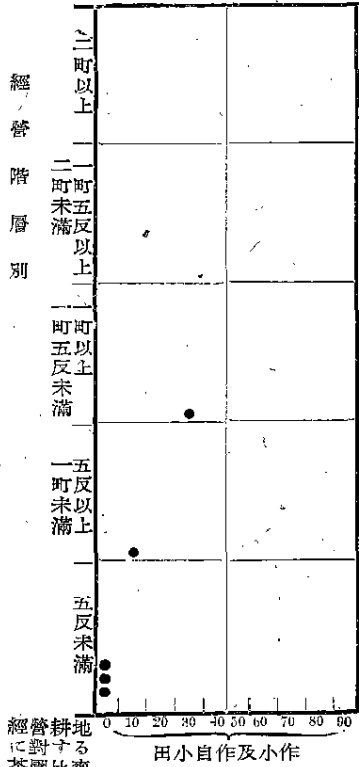
のは反百四十二圓、百六十圓より、高いのは千圓、千四百四十圓、二千圓の事例も見られる。最高の二千圓をとつても畑のまゝ生葉で賣却して（所謂生芽賣）二萬圓―三萬圓の収入が得られる茶園にあつては反賞粗収益の十分の一にみたないのであり自家で荒茶に加工して賣却する場合は反賞粗収益六萬圓にのぼるのが常である。この小作料を現在の水田の公定小作料反賞（二石七十五圓と比較することは必ずしも公正であるとは言えないのである。たとえ二千圓の小作料としても、少くとも經濟外強制にもとづく高率小作料とは見えず、經濟合理性に即した小作料と見て誤りではないであらう。すなわち封建的諸關係の殘存、その典型としての小作料の比重は農地改革以前に於ては田におけるよりも茶園に於て相對的により軽いこと、近代的地代形態への轉化は行われているか又は轉化への傾向が強いことが指摘されねばならない。

小作別及經營階層別、各農家茶業專業度



われわれは次に木幡部落において個々の農家經營のうちで茶業がどの程度の重要性をもつかを、經營耕地に對する茶園面積の比率で代表させて詳しく詳細に究明して見たい。即ち經營階層の差により、又自小作別によつて茶業の重要度にどのような差異があるか、又それがどんな傾向をもつ差であるか、更にどの層にこの

四



町未満の純茶園經營者二戸、茶園比率七割以上の純茶園畑作經營一戸、水田自作農家一戸であり、尙水田自作農家中一町以上一町五反未満層中茶園比率五割以上の一戸と、同じく五反以上一町未満の茶園比率六割以上の一戸も抽出されねばならない。

五

部落の茶業の推進力を見出すかを、次の圖によつて検討する。結果は次の如くである。即ちこの部落で田を耕作せざる農家中第三、第四種兼業農家十二戸を除けば、その經營規模の大小を問わず三分の二はその耕地の九割以上を茶園として居り、三分の一は四割乃至七割をしめて居る。水田を小作するものは僅かに五戸であり、五反未満の三戸は共に茶園はなく、兼業農家に屬する。五反以上一町未満の一戸は僅かながら茶を栽培し、一町以上の一戸は三割を茶園として居る。自家所有田を耕作するものは三十戸中十五戸は茶園を有せず五割以上の茶園を有するものは僅かに四戸にすぎない。一町以上の層に於ては三割から五割迄を茶園をたらしめて居る。即ち小作より自作へ、更に田を耕作せざるものへ移るに従つて茶業の重要度をまして居り、この部落での茶業の中核は一町五反以上經營の純茶業專業者三戸にあることが指摘される。これに追従するものが五反以上一

宇治茶業農村の生態

岡縣における如く、雇傭労働の減少、資本構成の高度化は大規模に行われず、従つて又茶樹栽培に原料生産（生葉生産）過程と荒茶製造に加工過程との分離も静岡縣に見られる如く顯著ではない。併しながら宇治茶業も變容は受けつゝも静岡縣の後を追つて進むものであることは表Ⅱによつて知られる。

即ち五反以下の零細茶園農家二十二戸中七戸は生葉賣を行い完全に荒茶加工と切りはなされ、生葉生産を擔當するにとどまり、五戸は委託加工によりこれら荒茶の加工行程は他の加工業者に委ねられている。一戸は二畝の茶園にて單に自家用に用いる煎茶を生産するにとどまる。残りの九戸が個人又は共同にて自園自製を行う、中個人經營の製造をいとなむもの一戸にすぎず、八戸は六戸一組、三戸一組、二戸一組の三組の共同加工に参加する。これに對して五反以上の六戸は三戸が共同加工、二戸は會社組織であり巨大なる資本を以て静岡、奈良、三重、遠くは

地率 耕す比 經營對茶 田小自作及小作

表 I 業態別經營茶園面積廣狹別茶業者數

業態	經營茶園面積廣狹別							計
	3畝未滿	3畝-5畝	5畝-1反	1反-3反	3反-5反	5反-1町	1町-5町	
1. 生葉賣	—	—	2	4	1	—	—	7
2. 委託加工	—	—	—	1	4	—	—	5
3. 自給	1	—	—	—	—	—	—	1
4. 自製園(個人)	—	—	—	—	—	—	—	0
5. 自製園(共同)	—	—	—	3	5	3	—	11
6. 自製園(個人)	—	—	—	—	—	—	—	0
7. 自製園(共同)	—	—	—	—	—	—	—	0
8. 兼業自製園(個人)	—	—	—	1	—	—	1	2
9. 兼業自製園(會社)	—	—	—	—	—	—	2	2
合計	1	0	2	9	10	3	3	28

鹿兒島より荒茶を購入し全国的にこれを販賣する茶商資本の不
 動的地位を示している。一戸は個人經營にて委託加工を行いつ
 づ廣汎に買葉製造を行うものである。巨大なる茶商資本が四町
 以上又は四町に近い大規模な自園を有し、單なる買葉製造に轉
 化しなかつたところに宇治の茶業の特異なる性格が見られるの
 であり、自園生産の生葉を大量に所有することが、生葉賣の際
 或は荒茶購入の際のかけ引に、購茶資金の調達に大なる強味を
 持たしめている事實は見落し得ない。

かくて一方では自園生葉收量二千貫をこえ荒茶生産数量八百
 六十三貫(番茶一千五百貫を除く)に尙荒茶購入量一萬五千九
 百貫(番茶四千貫を除く)に及びH合名會社より、煎茶一貫五
 百匁を自家用に生産する農家、或は生葉收量四十貫にすぎぬ農
 家迄を含む二十八戸の茶業農家中生葉收量百貫以下の農家は五
 戸、五百貫以上生産する農家は四戸、残りの十九戸は百貫より
 五百貫に至る農家である。現在荒茶價格は一貫當り

茶の品種

最高價格

最低價格

碾茶

四、五〇〇圓

三、〇〇〇圓

玉露

三、三〇〇圓

二、七〇〇圓

煎茶

一、九〇〇圓

一、一〇〇圓

番茶

八〇〇圓

四〇〇圓

刈番茶

二〇〇圓

二〇〇圓

粉茶

六〇〇圓

二五〇圓

となつて居り、普通生葉百貫より荒茶約二十五貫乃至二十貫が
 生産されるのであるが、反收生葉は七十貫乃至九十貫であり、
 従つて反當粗收益は約六萬圓となり、純收益二萬圓と査定され
 ているのもそれほど苛酷とは言えない。商業的農業、商品化作
 物に對する農家の渴望が煙草と茶に向けられはじめているのは

至苦と言わねばならない。

静岡縣に比して宇治茶業のもつ特徴の一としてあげられねばならぬのは静岡縣が農民資本の發展の一傾向として利用組合による荒茶加工過程、或は再製過程上の進出を見ているのに對して、宇治茶業には斯様な傾向が見出されぬばかりでなく、農民自身にかような要望の聲もきかれないことである。前掲論文に石黒氏は次の如く静岡縣について述べて居られる「静岡市に大部分集中していた茶商の再製工場が戦災によつてほとんど毀滅に等しい打撃を蒙つた。之に對して農民側は統制經濟を通じて農業會一本の流通機構によつて、中間利潤の排除が可能になつたこと、價格はおさえられていたが、粗製濫造によつて、又ヤミ流しによつてどちらかという利益が確保されたこと、これらの理由によつて農民は蓄積した資本を、茶商の退いたあとの空間へ投下し得たのであつた。……かくて、『協同組合方式で強化されて再製過程にまで農民的資本が進出を企てつゝある。』」(前掲書、二〇九頁) 京都府に於ても統制經濟によつて茶商は戦前の如く自由なる利潤獲得の道がふさがれ、小茶業者が關利得を獲得し得たことは同様であるが、京都は静岡市に於ける如き競争の被害なく、戦後真先に荒廢茶園の恢復に、開墾地の茶樹新植に着手したのは大茶商であつた。農民的資本による製茶機械の新設も見られはしたが、協同組合方式の利用による小規模茶園農家の加工過程への進出は、茶商に於ける機械設備の餘力が餘りにも大なる壓迫となつていふように思われる。同じ京都府に於ても茶商の壓力のそれ程でない相樂郡には昭和二十三年に郡茶農協組合が設立され、上狗村では販聯の買取が實施されている。しかし今のところ大なる期待は持ち得ない状態である。要するに古き歴史を持ち、茶なる嗜好商品に對する

特殊の市場を確保している茶商資本がその生産設備に十二分の餘力を持ち、各地から莫大なる荒茶を輸入しつゝある現状では農民資本の進出がいちじるしく封ぜられ、組合によらざる新當農の協同加工の成立は見られなくも、協同組合による共同加工は茶商資本の壓力の前に餘りにも力弱い存在でしかない。現在在東宇治町に於ける加工間屋十三戸、その中木崎四戸の壓力の強さはわれわれの想像する以上のものである。

六

茶業に於ける労働關係の問題はわれわれに多くのテーマを提供する。年間勞力配分の問題、家族労働と雇傭労働の問題、雇傭の形態、勞賃、請負の問題等これである。殊に静岡縣と異つて、覆下園を主とする高級茶を生産するために、茶葉摘採に際して十倍以上の能率をあげ得る摘採機を採用せず、主として手摘によつて居り、覆架及び覆のとりはずしのために摘採期の茶園栽培における労働力のピークを殊更に高くしている。戦時中航空糧秣として玉露、銀茶の如き優良品が生産確保を要せられたにも拘らず、更に昭和十九年七月には指定作物として現有面積の確保が期せられたにも拘らず、左記の如く茶園反別、製茶産額共に減少の一途をたどつたのは主食重點主義に應ずる甘藷畑への切替、資材、肥料の不足に由來するところ多大であるが、勞力の著しい不足に對して摘採期の労働需要のピークを如何に處理するか如何といつても最も大なる問題であつた。

宇治郡の戦時中より戦後にかけての茶園反別並に製茶産額の變化を示せば

年度	茶園反別	製茶産額
昭和十六年	一四六、三〇町	二二、八六六貫

宇治茶業農村の生感

十八年	一三五、九〇	一九、三六四
十九年	一二〇、二〇	一五、五九九
二十年	八七、八〇	一〇、四六七
廿二年	五八、九〇	八、〇九九

(昭和十六年、十八年は京都府茶業組合聯合會議所調査の京都府茶業統計表、昭和十九年、二十年は京都府農業會、京都府茶業統計表、昭和二十二年は京都府販賣農業協同組合連合會、京都府茶業統計表による)

戦時中の労働力並に肥料の不足による樹勢の損耗は現在も尙完全に恢復することなく、反當收葉量は平均七十貫と稱せられている。宇治の場合、戦時中の労働力の不足は附近に宇治火薬製造所が存するためにそれえの女工の吸収が特にその度合を強めたものと推定せられる。

宇治茶業に於て問題となる労働問題の第一は茶摘女でありその賃銀であろう。宇治の茶摘女は昭和十五年の頃はまだ多くは江州、大和、河内、丹波、伊勢あたりから季節的移動労働者としてやつて来た。茶園主は改めて人を採す迄もなく茶の芽の出る頃にはきまつて去年と同じ女達がつばめのように乗り込んで来たそである。當時宇治、久世、綴喜、相樂の四郡を通じて年に押しかける茶摘女は大約四千人と數えられた。現在では各地からの移動労働者としての茶摘女もやうやく姿を消すに至つて居り、多くは地元の臨時に雇い入れた老茶摘女時に子供達、或はサラリーマンの奥さん達まで入り出されて居るとき。茶摘女の賃銀は昭和十四年頃まで二通りあつて、遠方からやつて来た茶摘女は茶園主の家に泊つて賄付で一日七十錢乃至一圓二十錢、通いの茶摘女は主として出来高拂で茶葉一貫目の摘賃は二十六錢乃至三十錢位に當り、はじめは一日一、二貫をつ

み、終り頃には五、六貫をつむに至るのが例であつた。現在われわれの購取調査によると、日給によるもの最高二百圓、最低百圓であり、大規模茶園程出来高拂によること多く、しかも日給制の場合も、大規模茶園は平均百二十圓より百三十五圓どまりであるが、小規模茶園にあつては米一合支給の百五十圓、或は百八十圓、二百圓にも及んで居り、平均して百六十圓程度と見てよい。出来高拂についても同様の傾向が見出される。大規模茶園に於ける生葉一貫目摘賃最低三十五圓、最高四十圓、平均三十七圓小規模茶園にあつては最高六十圓、最低四十圓、平均四十二圓より四十五圓といつたところが多いようである。これはいづれも大規模茶園が長期にわたつて持續的に大體に仕事をあたえうるための、小規模經營に對する大規模經營の有利性の一と見られる。小規模茶園では一日とか三日とか僅かの日數の仕事よりないために概して高く支拂わなければ茶摘労働者が集まらぬ故である。都市に失業者が多く、農村に恒久的過剩人口の存在する今日に於ては短期日の季節労働さえ生活の上になりの重強性を持つこととなる。靜岡縣の二十三年度の茶業連合會調査によれば、生葉一貫手摘平均賃金は三十五圓十錢、鉢摘の場合は同じく平均賃金が十二圓四十一錢となつて居る。又日給の場合は百七十九圓であり、京都の方が高位にあることは優良品の生産と、大衆目標の多量生産との相違によることもあるが、労働市場の關係も考慮される必要がある。茶摘労働と共に茶業に於ける特殊労働者として製茶工が次に取りあげられる。製茶工は所謂焙煙師と稱せられ、獨特の精妙な技術を以て、京都又は靜岡の茶業地に於ては高い社會的地位を有していたものであるが、各種工業の發展と共に、此の方面に彼等の多くが吸収され、そのため急激に賃銀の昂騰を示し、

茶業は一時著しく經營難に陥り、その結果製茶機械の發明並に普及が促進せられた。今日では反對に機械のために特殊技能者としての所謂焙煙師は放逐され、尙一部に残存する手揉に、機械製茶の工程に従事するのみで、人數の激減は争えない。これら一部の残つた製茶工も尙舊來の出稼的勞働の形態は變化して居らぬようである。丹波、大和、河内、江戸より本業の農業をすて、乘り込んで來る。昭和十四年の一日の賃銀(日給)は賄付(四食又は五食酒付)で普通一圓五十錢乃至三圓五十錢程度、最高級には五圓の收入を得る人も稀にはあつたことである。現在われわれの調査によれば、最低食事なしの二百圓(女工)といつた例外的に低いものが大規模製茶工場にはあるが、一般に食事付(四食又は五食酒付)で最低二百圓より最高七百圓まで區々である。こゝでも六百圓、七百圓を支持つてゐるのは小規模工場であり、大規模工場では普通高くて四百五十圓、五百圓といつたところである。平均三百五十圓より四百圓と見られる。靜岡縣の二十三年度の調査では平均日給食事付男二百九圓五十三錢、女百四十六圓二十四錢、食事なし、男二百八十八圓、女二百一圓六十六錢と京都の製茶工が格段の高級を得ていることが指摘せられる。

茶摘のような極めて簡單な熟練を要することの少い勞働が賃摘により一種の請負作業であることは性質上當然であるが、京都の茶園栽培者には茶摘の外に、茶園耕作、或は覆架の作業をも請負による例が聴取により知られたのであるが、農業上の作業に請負が極めて不利な非能率の結果をもたらすことは明かである。併しながら茶業に於ける勞働のピークを少數の家族勞働では如何ともしがたい場合止むを得ざる處置としてとられる利便は存する。木櫃の一例としては一町四反歩の茶園主が覆

宇治茶業農村の生態

架を一萬七千五百圓で請負わせているのがあげられる。又製茶機械を設備せる生産家は其餘剩能力を以て附近栽培者の生業を委託製造するものが増加し、機械の最大限の利用に努めているが、製品の品質低下は免れない、われわれの調査に於ては生業を委託加工に出す茶園栽培農家六戸を數えている。

七

勞働關係に關連して、機械の導入について述べよう。茶園栽培の過程に於ては最も進歩せる靜岡縣に於ては機械化は摘採鋏の導入の外見べき發展を示して居らない。尙同じ靜岡縣の蜜柑栽培に於て索道や電化、動力噴霧機の導入が行われているのと對蹠的である。茶樹の樹高が動力噴霧機を必要とする程高くないことも理由の二つにはなるであらうが、茶園栽培の發展の推進力が茶商資本によつてにぎられ、茶樹栽培過程に於ける合理化が積極的に取り上げられなかつたことも理由にあげられねばならぬであらう。宇治茶業に於ては摘採鋏も採用せられなかつたことは上述せるところである。栽培過程の機械化が進展しなかつたに比較すれば、荒茶加工過程並に茶再製過程に於ける機械の導入は見ざるべきものがある。

製茶機械の發達は本邦茶に對する海外需要の増大と密接な關連を持つ。明治二十四年乃至二十八年茶輸出の全盛と共に、茶の生産能力を増大せしめる必要から製茶機の使用が徐々に盛んになった。製茶機の發明が相ついで行われたのもこの時代であつた。輸出茶の生産懸たる靜岡縣、三重縣等に機械の使用が最も盛に行われたのもこれから説明せられる。輸出茶の生産の言ひに足りない京都府では製茶機の導入が著しくおくれたのは當然である。宇治茶の製茶方法は永く手揉製法であつたが、靜岡縣

宇治茶業農村の生産

に於ける製茶機械の發明と普及は漸くこの地方にも其の利用を餘儀なくされ、半機械製造に依るもの漸く多きを加え、殊に大正七、八年の世界大戦當時は一般財界の好況のため努力の不足を來し、賃金は騰貴し、生産費の尙む割合に製品の價格は昂騰せず常に收支償わぬ状態を持續し、茶業は著しく脅されるに至つた。茲に能率増進、コスト引下げをめざして機械の改良が行われ、玉露、碾茶も機械により製造し得るに至つたのである。かくて全機械製造によるもの著しく増加し、その當初に於ては機械の不備乃至使用法の拙劣等により幾分品質低下の傾きがあつたけれども、製茶機械の統制により逐年品質の向上を見、昭和十年以降の機械の増加率は目覺ましいものがあつた。現在既に全生産數量の殆んどを機械によつてゐる状態である。

製茶機械臺數の戦前と戦後の數字を京都府の總數と東宇治町とについて示すならば

製茶機械	京都府	宇治郡東宇治町
製品目	昭和十四年 昭和廿二年 昭和十四年 昭和廿二年	昭和十四年 昭和廿二年
粗揉機	一、八七〇	一、五〇九
棟揉機	七六	一七四
中揉機	四二九	五二八
精揉機	一、一四五	一、一七九
蒸機	三〇八	四二三
ポイラー	一〇〇〇	六四一
碾茶機	一〇七	八五
合計	四、〇三五	四、五三八
原動機	京都府	東宇治町
種類	昭和十四年 昭和廿二年 昭和十四年 昭和廿二年	昭和十四年 昭和廿二年
電動機	九七七	一、〇六二
	五九	九三

第六十五卷 二七六 第二・三號 一〇〇〇

石油發動機	三七七	一〇九	三一	一九
水車	四八	一〇	七	〇

尙靜岡縣に於ては昭和二十一年に比し、昭和二十三年には製茶機械臺數に於て二、三三四臺増加した。

上掲表によつてわれわれは二十二年は戦争のいたでを未だに完全に回復し得なかつたにも拘わらず、粗揉機の如く臺數の減少したのも見うけられるが、大體に於て機械臺數は増加してゐることが知られ、殊にポイラーの如きは一躍府下全體として六倍、東宇治町のみでは二十五倍に達してゐる。この傾向は原動機臺數に於てより明瞭に、低級なる水車動力が消滅しつつ、東宇治町では完全に姿を消す——石油發動機は三分の一以下に——東宇治町三分の二に減少する——減じつつ最も高級なる電動機へと移行しつつある過程が明かにされる。

(註) 靜岡縣に於ては昭和二十三年には昭和二十一年より摘採機二、九〇三丁増加してゐる。

八

以上われわれは茶業のみについてや、詳細に語つた。われわれの調査は茶業地帯における水田作並に一般畑作農家をも含めた全般に亙る木幡部落の農家の生態をとらえることが目的である。従つて以下稿末別表、木幡部落經營規模別農家配列表(昭和二十四年九月調査)により木幡の農家の生態を全體として簡単に特徴づけて見よう。

先ずわれわれが知り得ることは少數の比較的規模の大なる經營の存在と一町未滿の零細なる經營層の大なる比重である。このような經營規模による階層分化に對し茶園が如何なる程度迄作用しているかについては上述せる茶業專業度に關する察明か

ちも明かである。しかも茶園規模はほど完全に總經營規模に比例しているが、水田については大と小とのひらきが比較的少なくて、その規程は總經營規模と相對的に無關係であり、従つて各農家の經營規模を決定し、經營規模による階層分化を媒介するものは茶園規模に外ならぬことがほど分明する。

自小作別並に農家經營における茶葉の重要度は上に述べたと
ころであり、こゝではくり返さない。

家族構成員については、その員數と經營規模との間にはチャ
ヤノフの小農理論に於ける如き密接なる連關は見出されぬよ
うで、零細經營規模農家にあつては家族勞働を完全に燃焼し得ず、
農家番號二十三號以下は殆んどすべて出勞働をなし、都市に隣
接せる關係上工場の工具、或は會社員、更に官公吏として餘剩
勞働を消化している現状である。即ち五十五戸中約半數の二十
六戸が兼業によつて生活を支えつゝある。又上層の三戸は五人
乃至一人の年雇を傭入れ、茶葉勞働に延三千人乃至三百四十人
の日傭勞働者を雇備している。一年百人以上の日傭勞働者の傭
入れをなす農家は七段以上の經營規模をもつ農家番號十九番以
上の上層に九戸を數える。

水田耕作農家は五十五戸中三十五戸に上るにかゝりならず、水
田には家畜飼育は言うに足らず、現在牛二頭、山羊三頭、馬豚
共になしの状態である。従つて水田耕作のために牛を必要とする
場合には牛を以てする請負作業又は牛の賃借が見られる。請
負は一日又は二日であるが(二月)賃借の事例は十五戸を數え
短きは一日、長きは七日に及ぶ。

農機具については原動機中電動機を所有するもの、製茶工程
のものをのぞいて總臺數(共同のものを含めて)十六臺、石油
發動機は二臺、所有農家戸數十一戸、製茶用の電動機所有戸數

宇治茶葉農村の生態

は十二戸、臺數は共有のものを含めて三十四臺となつてゐる。
中には茶及び米麥兩用に用いられるものが少數ながら見出され
る。後者が一月平均三臺に上るに對し、前者は一・五臺にすぎ
ず茶業者の資本構成の高さを物語つてゐる。

上にふれたように茶園栽培には果樹園藝地帯に多く見られる
ような明白な改良機械の使用は行われず、京都府殊に東宇治町
に於ては靜岡縣における如く摘採鉢も使用されてはいない。併
し噴霧機(動力噴霧機に非ず)、の利用が茶園農家に普及して
いる。殊に上層農家には二臺、三臺の備付が見られる。反面茶
園農家にも噴霧機を持たぬもの、四反五畝以下の茶園經營規
模を有するもの二十六戸にのぼり、そこでは僅かに二戸のみが
一臺ずつの噴霧機を有する。

運搬具についてはリヤカーは經營總面積四反五畝以上に概し
て一月一臺を所有し、手挽荷車は六反八畝以上二十一戸に對し
十二輛、下位の兼業農家にも例外的にリヤカー三臺(三月)手
挽荷車三臺(三月)が見られるが、これらはいずれも農業用に
利用されるものとは考えられない。自轉車は上層農家下層農家
を問わず一臺をそなへてゐる。自轉車を持たぬ農家は五十五戸
中十七戸である。

水田耕作には最も重要な農具たる牛馬ノスキを持つ農家は水
田經營面積八反以上の二戸にすぎない。製繩機については一反
一畝の畑作經營農家が一臺を所有する。例外もあるが、他はすべ
て四反九畝以上の十一戸に十二臺をそなへてゐる。

九

茶以外の各種農産物について概観すれば、作付反別について
は一町以上一戸、八反以上一戸、六反以上二戸、五反以上五戸

宇治茶業農村の生態

計九戸が大體完全保有農家に屬するものと見て他の二十六戸は水田耕作は行つていても飯米農家に屬し、二十戸は水田皆無であり、上層に於ては茶の専業農家に屬し、下層に於ては僅かの畑作經營を行う貧農層に屬する。收穫高から見れば二十石以上收穫する農家は一戸、二十石以下十石以上の農家は十一戸であり、十石以上供出す農家は四戸を數えるのみ、五石以上供出す農家をとつても六月にすぎない。米作より見れば木樨が如何に貧弱な部落であるかは明かである。麥については供出量五斗が最高であり、二斗以上供出す農家が僅かに七戸にすぎない。米麥以外の主食たる甘藷、馬鈴薯については兩者合計して二百貫以上收穫せる農家の階層別分布を示すならば

一戸平均収量	384	491	375	408
戸數	8	3	6	3
經營規模	町上	反~町	反~反	反下
	1以	5	1	3
		1	3	5
			5	3
				3以

これと對照して供出高五十貫以上の農家の分布を示すならば

一戸平均供出高	119	89	77	100
戸數	8	6	7	3
經營規模	町上	反~町	反~反	反下
	1以	5	1	3
		1	3	5
			3	3以

甘藷、馬鈴薯は一應各層に均等に生産されていることが知られ、更にむしろ貧農層が自給用として細々と生計を保つに最適作物であることは明かであるが、供出の場合傾向として下層程供出の餘裕なくその殆んどが自家用であることが判明する。五十貫以下の供出量も考慮に加えた場合一戸平均三十一貫餘となつて

第六十五卷 一七八、第二・三號 一〇二

三反以下の農家が自己の農地の大半を甘藷、馬鈴薯にあて、尙且言うに足る商品化が行われ得ぬことを物語るのである。次にわれわれの伏見稅務署における調査によれば、木樨に於ける所得査定十萬圓以上の農家分布は次の如くである。

中戸	10	14	15	11	5
戸	9	8	4	2	2
町上	10	14	15	11	5
以	1	5	1	3	1
		5	1	3	1
			3	5	3
				1	3
					反下
					1以

經營規模の小なるに應じて所得額が低くなるのは自明の理であるが、一反以下では兼業が主となつて兼業が従となる結果兼業所得が農業所得を超過するため分布の割合が逆進する現象を示すものである。

+

茶なる特殊作物を中心として調査部落の經濟状態を検討したが、靜岡縣に比して(一)製茶の種類多く、優良内地需要向の玉露、煎茶が主である。(二)摘採回数が年一回、二番茶はまれである。従つて反當收穫量も少量である。(三)栽培には特に丹精をこらし施肥量が大である。(四)樹齡が多くは百年をこえていゝ。(五)覆下園であるために特殊の勞働を必要とする。材料費莫大。(六)生産せられた荒茶の約三倍の荒茶が他縣から移入される。等の經營上の特異性を有する宇治茶を生産する農家の各階層の性格の一端は明かにし得たであらう。元來茶は他の商品作物に比して茶生産農民層の、及びその團體としての農業協同組合の進出を許す商品である。わたくしのをへた奈良縣の一例(添上郡田原村)では森永製菓會社の進出による茶園栽培農

民との特約關係が成立しているようであるが、生葉の腐敗性、運搬にたえざる性質、更に荒茶工場の資本効率の悪さ、危険の大き等のため大資本にとつてあまり有利な企業でないことは明かであり、農民の手による加工過程は大資本により壓倒されずに残存する可能性が大である。茶の加工過程に於て利潤を生み出すものは荒茶の製造過程ではなくて、消費市場の嗜好と堅く結びついた「合」の技術であり、嗜好に應じた荒茶の特性による配合の技術である。利潤は再製の過程から、そして先祖傳來の茶の配合の仕方から生まれて来る。茶商資本の強さはこゝに存するのである。われわれは宇治に於ける問屋の壓力について

すでに述べた。そこに於ては大資本の進出も、農民層による協同組合の發展も容易なことではない。しかも商業的農業としての資本主義的發展の歩みは變容をうけていようとも、その歩み行く方向にはかわりはない。資本構成はたえず高度化しつゝあり茶樹栽培Ⅱ原料生産過程と荒茶製造Ⅱ加工過程との分離は常に進んでいる。

附記 本調査は農林省農業綜合研究所並に京都府廳經濟部の援助により京大經濟學部農業經濟研究會員が共同で行つたものである。